

介護報酬改定の基本的論点と今後の検討の進め方(案)

I. 介護報酬改定(平成18年4月)をめぐる状況

- 介護報酬の改定は、市町村における介護保険料の見直しと併せ、通常3年に1回行われている。平成18年4月は介護報酬の改定が予定されているが、今回の改定においては、次のような状況を考慮に入れる必要がある。

1. 介護保険法等の一部を改正する法律の施行

- 介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年6月法律第77号)により、「予防給付の見直し」や「地域密着型サービスの創設」、「ケアマネジメントの見直し」など、給付・サービス体系に関わる制度的な見直しが行われ、平成18年4月から施行されることとなっている。
- これらの制度改正に伴う報酬・基準の見直しが必要となるが、法案審議等の過程において、報酬・基準に関わる確認答弁、附帯決議等が行われており、これらも踏まえつつ、報酬・基準の具体的な検討を進める必要がある。
- また、介護予防サービスや地域密着型サービスなど新たなサービスについては、平成18年4月からの施行に先立ち、都道府県や市町村において事業者の指定等の事務を行う必要があることから、本年秋頃には報酬・基準に関する基本的な考え方をまとめる必要がある。

2. 10月施行に関連する課題への対応

- 介護保険法等の一部を改正する法律の10月施行に伴う介護報酬の見直しについては、本年7月14日に諮問され、介護給付費分科会において報告が取りまとめられたが、その中で平成18年4月改定の課題として提起された事項について検討を行う必要がある。

○介護給付費分科会報告（平成17年7月14日）－抜粋－

当分科会においては、今後、平成18年4月に予定されている次期介護報酬の見直しに向けた検討を進めていくが、その中では在宅ケアの推進に関する課題をはじめ、今回の見直しに関する当分科会の審議の中で提起されたユニット型個室等と多床室との介護報酬設計のバランス、質の向上の観点からの人員配置の在り方、利用者の居住環境の改善等の諸課題についても検討することが必要であると考えます。

3. 介護保険財政の状況

- 平成18年4月は、各市町村における第1号保険料の見直しが予定されている。介護給付費が急速に増大している現状では、各市町村において保険料の相当の引上げが見込まれるが、介護報酬見直しにおいては、制度の持続可能性を高めるための、保険財政の効率化・安定化の視点を踏まえる必要がある。

II. 介護保険制度改正に伴う給付・サービス体系の見直し

- 今回の介護保険制度改正により、給付・サービス体系に関わる事項としては次のような改正が行われた。

1. 予防給付の見直し－新予防給付の創設－

介護保険法の基本理念である「自立支援」をより徹底する観点から、軽度者に対する保険給付について、現行の「予防給付」の対象者の範囲、サービス内容、マネジメント体制等を見直し、「新たな予防給付」へと再編する。

2. 地域密着型サービスの創設

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加等を踏まえ、住み慣れた地域での生活の継続性を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型として「地域密着型サービス」を創設する。地域密着型サービスは、従来の介護保険サービスと異なり、市町村が事業者の指定等を行い、原則として各市町村の被保険者のみが、サービス利用可能となる。

3. ケアマネジメントの見直し

軽度者に対する予防給付のマネジメントについては、要支援・要介護状態になる前からの一貫性・連続性のある「介護予防マネジメント」体制を確立する観点から、市町村が責任主体となり、「地域包括支援センター」が行う。

〈改正後のサービス体系〉

市町村が 指定・監督を行うサービス	都道府県が指定・監督を行うサービス	
<p>◎地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) ○地域密着型特定施設 入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 	<p>◎居宅サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○特定施設入居者生活介護 ○特定福祉用具販売 <p>◎通所サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護 ○福祉用具貸与 <p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 <p>◎居宅介護支援</p>	<p>介護給付を行う サービス</p>
<p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) <p>◎介護予防支援</p>	<p>◎介護予防サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス） ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○特定介護予防福祉用具販売 <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所介護（デイサービス） ○介護予防通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ) ○介護予防短期入所療養介護 ○介護予防福祉用具貸与 	<p>予防給付を行う サービス</p>

Ⅲ. 介護報酬改定（平成18年4月）の基本的課題

- 介護保険制度改正等を踏まえた次期介護報酬改定の基本的な課題として、次のような事項が考えられるかどうか。

1. 制度改正に伴う介護報酬の見直し（10月中旬までに基本的な考え方の整理）

（1）介護予防サービス（新予防給付）に関する報酬・基準の策定

- 新予防給付として提供される介護予防サービスについては、軽度者の状態像の特性を踏まえつつ、自立支援の観点に立った効果的、効率的なサービス提供体制を構築する観点から、「介護予防ワーキングチーム」の報告も踏まえつつ、報酬・基準についての具体的検討を行う。

（2）地域密着型サービスに関する報酬・基準の策定

- 地域密着型サービスについては、小規模多機能型サービスや夜間対応型訪問介護などの新たなサービスに関する報酬・基準の策定、認知症高齢者グループホームなど、今回の制度改正で地域密着型サービスとして位置づけられたサービスに関する報酬・基準の見直しについて、具体的な検討を行う。

（3）ケアマネジメントに関する報酬・基準の策定

- 要支援者について地域包括支援センターにおいて行われる「介護予防マネジメント」については、自立支援の観点をより一層徹底させる観点から報酬・基準についての具体的検討を行う。また、要介護者に対するケアマネジメントについては、在宅と施設、医療と介護などの連携を重視しつつ、「ケアの継続性」を確保する観点から、現行の報酬・基準の見直しについて、具体的な検討を行う。

2. 既存サービスの報酬・基準の見直し（12月上旬までに基本的な考え方の整理）

（1）効率的かつ適正なサービス提供

- 制度の持続可能性の観点から、限られた財源を有効に活用するため、現行の各サービスについて、サービス提供の実態も踏まえつつ、効率化・適正化の観点から見直しを行う。また、現行の基準等についても既存資源の活用等を図りつつ、できる限り規制緩和を進める。

（2）サービスの質の向上と専門性の確保

- 増加する認知症高齢者へのケアを含め、今後の介護サービスについては質の向上と専門性の確保がより一層求められる。このため、各サービスの報酬・基準については、サービスの質、プロセス、機能などに応じた評価の視点を積極的に取り入れる。また、利用者の視点に立ったサービス情報の提供を進める。

（3）利用者の特性に応じたサービスの評価

（在宅中重度者への対応、医療との連携）

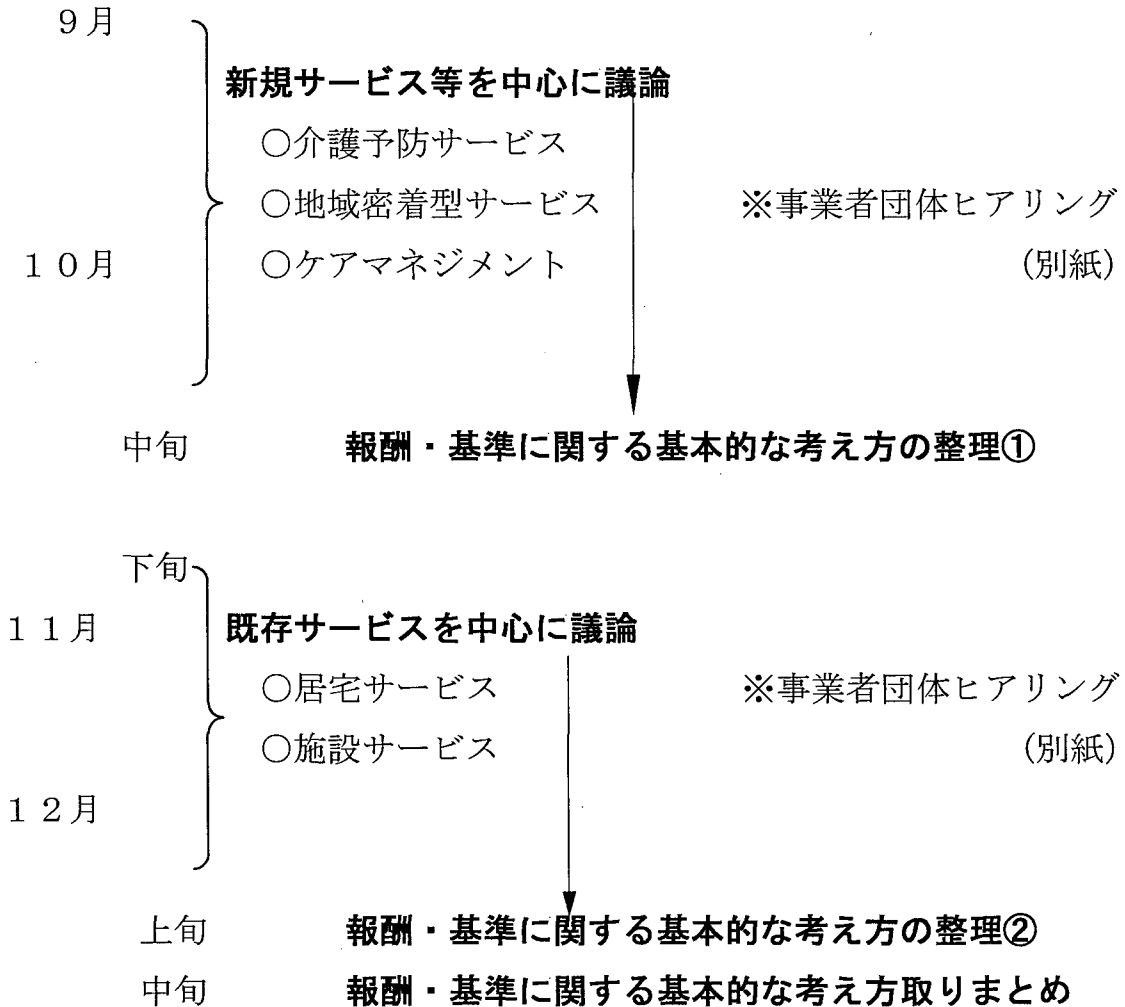
- 在宅での生活の継続性を確保する観点から、医療との連携も含め、在宅の中重度者への支援を強化する。また、施設や居住系サービスの利用者の重度化の傾向を踏まえ、ターミナル対応など医療との連携体制を強化する。

（認知症ケアの充実）

- 今後増加する認知症高齢者に対応したサービス体系を確立するため、地域密着型サービスの創設を始め、既存サービスにおいても認知症ケアに対応する観点から、利用者一人一人の個性と生活のリズムを尊重した「個別ケア」を重視していく。

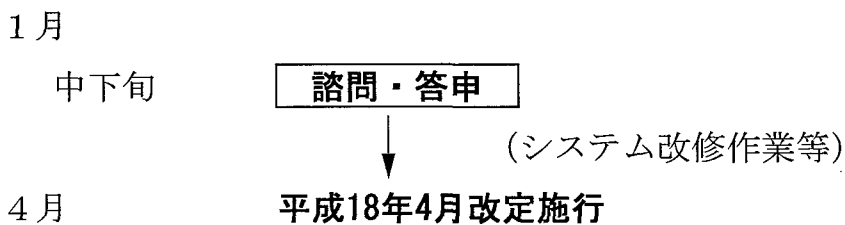
IV. 今後の検討の進め方（案）

[平成17年]



平成18年度政府予算編成

[平成18年]



事業者団体からのヒアリングについて (案)

第1回 9月29日 (木)

- ①有限責任中間法人 日本在宅介護協会
- ②有限責任中間法人 民間事業者の質を高める全国介護事業者協議会
- ③全国農業協同組合中央会
- ④日本生活協同組合連合会
- ⑤社会福祉法人 全国社会福祉協議会
- ⑥特定非営利活動法人 市民福祉団体全国協議会

第2回 11月16日 (水)

- ①特定施設事業者連絡協議会
- ②社団法人 全国有料老人ホーム協会
- ③特定非営利活動法人 全国認知症高齢者グループホーム協会
- ④日本福祉用具・生活支援用具協会
- ⑤社団法人 日本福祉用具供給協会